

奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十五号

奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月奈良県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。